

別表

(傍線部分が改正部分、二重傍線が新設、取り消し線が削除)

特定製品の区分	技術上の基準	解釈
<p>1. 家庭用の圧力なべ及び圧力がま</p>	<p>1 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 通常の使用状態において、取っ手の温度は室温プラス40度以下であること。</p>	<p>1 (1)・(2) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 「加熱」とは、日本産業規格S 2103 (1996) 家庭用ガス調理機器に定める卓上形一口コンロでバーナーの直径は約70ミリメートルのもので行うものをいう(以下同じ)。</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>ホ 測定装置は、日本産業規格B 7505 (2007) アネロイド型圧力計—第一部：ブルドン管圧力計に定める蒸気・耐震用又はこれと同等以上の精度の圧力計若しくは日本産業規格C 1601 (1983) 指示熱電対温度計に定める電子管式自動平衡記録温度計の1級電位差形(ただし、熱電対は日本産業規格C 1602 (1995) 熱電対に定める種類T、許容差クラス3、線径0.65ミリメートル以下とする。)又はこれと同等以上の精度のものを用いること。</p> <p>へ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 内容積の70パーセント(本体に定量の表示のあるものにあつては、その量。)の水を入れて圧力調整装置が作動するまで加熱したとき、取っ手の手が触れる部分の温度が室温プラス40度以下であることを温度計等により確認すること。</p> <p>測定は、日本産業規格S 2093 (1996) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法に定める図1-5の各部の温度上昇の木壁表面温度測定装置により行う。</p>

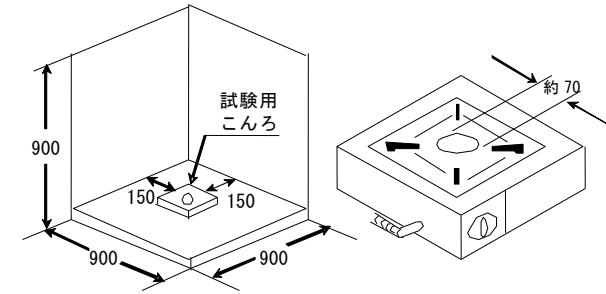


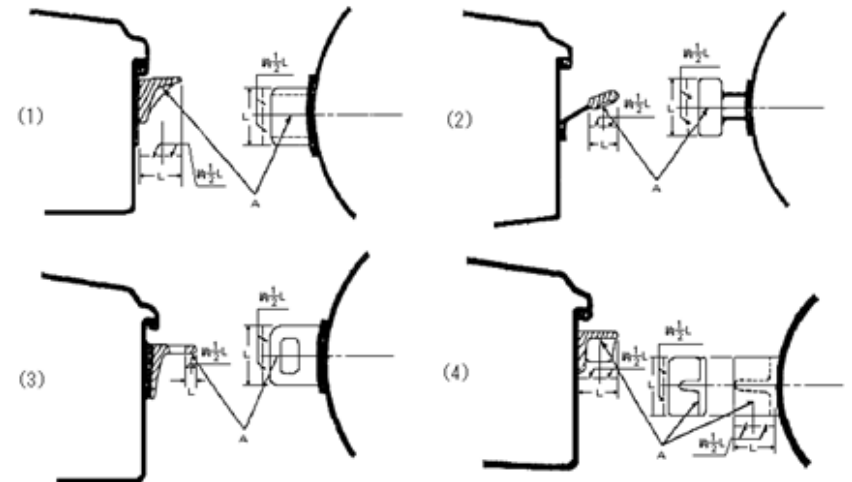
図 1-5

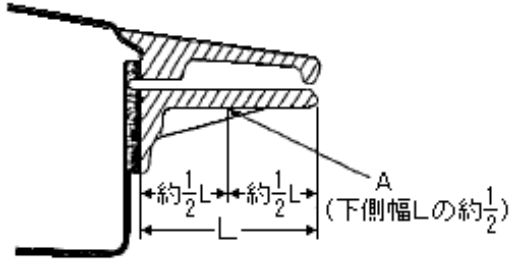
測定の時点は、圧力調整装置の回転、振動又は浮上りがはじまってからその状態を保つための最小限の加熱状態にして約15分後とする。

なお、両手式又は片手式の測定箇所は図1-6のA点とする。ただし、補助取っ手は測定しないものとする。

「室温」とは、取っ手の温度を測定するときの試験室の気温をいう。ただし、室温は25度プラスマイナス5度の範囲に調整するものとする。

両手式



	<p>1 1 (略)</p>	<p>片手式</p>  <p>1 1 (略)</p> <p>図 1 - 6</p>
--	----------------	--

<p>2. 乗車用ヘルメット</p>	<p>1 (1) ヘルメットの構成部品は、通常の使用状態において、経年劣化により、その性能に影響を与えるものでないこと。また、皮膚に有害な影響を与えないものであること。</p> <p>(2) 金具類は、耐食性のもの又はさび止め処理を施したものであること。</p> <p>2 (1) ヘルメットの外表面は十分に滑らかであり、また、凸部又は段差については面取りがなされていること。      なお、ヘルメットの外表面は、日本産業規格 T 8 1 3 3 ( 2 0 2 6 ) 乗車用ヘルメット 3 . 1 3 に定める参照平面から上方にあつては、機能的に必要な場合を除き、連続した凸曲面であり、参照平面から下方は流線型であること。</p> <p>(2) 帽体及び衝撃吸収ライナーの保護範囲は、日本産業規格 T 8 1 3 3 ( 2 0 2 6 ) 乗車用ヘルメット 6 . 2 b ) に適合すること。ただし、自動二輪車 (総排気量 0 . 1 2 5 リットル以下のもの又は定格出力 1 . 0 0 キロワット以下のものに限り。) 又は原動機付自転車を対象とするハーフ形</p>	<p>1 (1) 日本産業規格 T 8 1 3 3 ( 1 9 9 7 ) 乗車用安全帽 8 . 1 . 1 の汗試験及び 8 . 1 . 2 の頭髪油試験により確認すること。      また、必要に応じて材料の加速劣化試験等の科学的根拠に基づき通常の使用状態で著しい性能低下が認められないことを確認すること。      ここで「汗試験」及び「頭髪油試験」については、試料の全部又は一部より採取した材料により行うこと。      「汗試験」の「浸せき処理」については、試料が空気に触れないようにすること。      「皮膚に有害な影響を与えない」とは、一般に皮膚障害を引き起こすとみなされる材料を使用してはならないことをいう。</p> <p>(2) 目視及び触感により確認すること。      「さび止め処理」とは、めっき、塗装等が施されていることをいう。</p> <p>2 (1) 目視及び触感により確認すること。      「十分に滑らか」には、しば、編み目及びミシン縫目模様程度のものを含むものとする。また、原付等用ヘルメット以外のものにあつては、レザー等で覆っていないこと。      ここでいう「レザー等」には、布、バックスキンを含む。      「機能的に必要な場合」には、縁巻き、風防や通気穴を取り付けるための必要最小限の凹凸がある場合をいう。      ここで、「縁巻き、風防や通気穴を取り付けるための必要最小限の凹凸」には、機能上、又は性能上必要とされる凹凸 (穴及び継ぎ目を含む。) であつて安全性を損なわない程度のもを含む。      「連続した凸曲面」とは、全体として曲率半径 7 5 ミリメートル以上の連続的な凸曲面であることとする。ただし、<u>ECE 規則第 2 2 号 (ECE Regulation No. 22) 7. 4 突出物の表面摩擦の試験 (Test for projection and surface friction)</u> の突出物の規定等にかかる試験を満足する場合には、これに置き換えることができる。</p> <p>(2) 日本産業規格 T 8 1 3 3 ( 2 0 2 6 ) 乗車用ヘルメット 附属書 A に規定する手順に従って装着して確認すること。      なお、帽体及び衝撃吸収ライナーに通気用の穴や溝を設けることができるものとする。</p>
--------------------	--	---

	<p>又はスリークオーターズ形のヘルメット（以下「原付等用ヘルメット」という。）にあつては、<u>日本産業規格T 8 1 3 3 (2 0 2 6) 乗車用ヘルメット6. 2 a)</u>に適合すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (1) (略)</p> <p>(2) 組立てが良好で、使用上支障のある傷、割れ、ひび、まくれ等がないこと。</p> <p>(3) 左右及び上下の視界が十分とれること。</p>	<p>(3) (略)</p> <p>3 (1) (略)</p> <p>(2) 目視及び触感により以下の項目を確認すること。      付属品を含む各構成部品は走行中に容易に外れないように確実に固定されていること。      「走行中に容易に外れないように確実に固定されていること」とは、衝撃を受けたときに容易に外れるように設計したものを除き、<u>日本産業規格T 8 1 3 3 (2 0 2 6) 乗車用ヘルメット7. 4</u>に規定する衝撃吸収性試験を行ったときに外れないことをいう。      また、ひさしについては、走行中に風圧により垂れることがないこと。      なお、ヘルメットの各部は通常の使用で使用者に障害を与えるような構造でないこと。      ここで、「通常の使用で使用者に障害を与えるような構造でないこと」とは、人体に障害を及ぼすような傷、割れ、ひび、まくれ等がないことをいう。</p> <p>(3) 確認方法は、<u>日本産業規格T 8 1 3 3 (2 0 2 6) 乗車用ヘルメット7. 8</u>に規定する周辺視野試験に以下に記述する項目を考慮した方法と同等以上の方法で行うこと。</p> <p>イ ヘルメットを<u>日本産業規格T 8 1 3 3 (2 0 2 6) 乗車用ヘルメット附属書A</u>に規定する手順で人頭模型に装着し、幅62ミリメートルプラスマイナス1ミリメートルの視野ゲージ等を用いて確認すること。</p> <p>ロ 調節可能なひさし又はあごガードを有するヘルメットについては、それらの調整範囲内において確認すること。</p> <p>ハ シールドを有するヘルメットについては、シールド解放角が<u>日本産業規格T 8 1 3 3 (2 0 2 6) 乗車用ヘルメット5. 7</u>に適合するものであることを確認すること。</p> <p>ニ ブレスガード等の付属品が取り付けられているものについては、取り付けられた状態で確認すること。</p> <p>ホ 下方の周辺視野については、中心部（鼻に該当す</p>
--	--	--

	<p>(4) ヘルメットは、帽体、<u>衝撃吸収ライナー</u>及び保持装置を備えていること。      なお、保持装置にはチンカップを取り付けてはならない。</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 衝撃吸収性試験を行ったとき、最大衝撃加速度が2,940メートル毎秒毎秒以下であり、かつ、1,470メートル毎秒毎秒以上の継続時間が6ミリ秒以下（原付等用ヘルメットにあつては4ミリ秒以下）であること。</p>	<p>る位置)に換気ダクト等のブリーフデフレクタが取り付けられている場合、当該部位を除外して確認してもよい。</p> <p>(4) 目視及び触感により確認すること。      原付等用ヘルメットに「ひさし」を設ける場合は、帽体と一体のものとする事ができる。      原付等用ヘルメット以外のものに「あごガード」を設ける場合は、帽体と一体のものとする事ができる。      なお、「一体のもの」とは、帽体と一体成形されたもの又はリベット等で強固に取り付けたものをいうが、ひさしに限り、転倒した場合に容易に外れる構造であるか、リベット等で固定されている場合でも容易に変形する材質のものは、「一体のもの」とはしない。      シールドを取り付けてないヘルメットの帽体前端の形状は、ゴーグルの着用を妨げないような構造であること。      保持装置があごひもを含む場合には、150プラスマイナス5ニュートンの静荷重の下で少なくとも20ミリメートルの幅を有しているものとする。      保持装置を開く装置は意識的な操作によってのみ作動するものであること。圧力によって開く装置の場合は、直径100プラスマイナス3ミリメートルの球面で押しても開かないこと。      試験は、全ての付属品を取り付けた状態で行うものとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 確認方法は、<u>日本産業規格T8133(2026)乗車用ヘルメット7.4</u>に規定する衝撃吸収性試験に以下に記述する項目を考慮した方法と同等以上の方法で行うこと。      イ 衝撃吸収性試験に使用する人頭模型については、<u>日本産業規格T8133(2026)乗車用ヘルメット附属書B及び附属書C</u>に規定する形状及び寸法を有するものとする。      ロ (略)      ハ 「衝撃吸収性に係る安全性を損なうおそれがある部分」に衝撃を加える目的により、合理的な範囲において<u>日本産業規格T8133(2026)乗車用ヘルメット7.4.3a)</u>ヘルメットの位置決めの規定から逸脱してもよい。</p>
--	--	---

	<p>6 耐貫通性試験を行ったとき、ストライカの先端が耐貫通性試験用頭模型に接触しないこと。</p> <p>7 保持装置の強さ試験を行ったとき、動的伸びが35ミリメートル以下であり、かつ、残留伸びが25ミリメートル以下であり、また、試験後にヘルメットを頭模型から簡単に外すことができること。</p> <p>8 保持性（ロールオフ）試験を行ったとき、ヘルメットが頭模型から脱落しないこと。</p> <p>9 (1) (略)  (2) 自動二輪車（総排気量0.125リットル以下のもの又は定格出力1.00キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車に限り使用するものにあつては、その旨が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>	<p>ニ～ヘ (略)</p> <p>6 確認方法は、日本産業規格T8133(2026)乗車用ヘルメット7.5に規定する耐貫通性試験に以下に記述する項目を考慮した方法と同等以上の方法で行うこと。  なお、耐貫通性試験範囲内に耐貫通性に係る安全性を損なうおそれのある部分については、その部分を試験箇所を含めること。  また、試験により破壊変形してもよいが、使用者に危険であるような破壊又は変形しないものであること。</p> <p>7 確認方法は、日本産業規格T8133(2026)乗車用ヘルメット7.6に規定する保持装置の強さ試験に以下に記述する項目を考慮した方法と同等以上の方法で行うこと。ただし、原付等用ヘルメットにあつては、1種ヘルメットに係る保持装置の強さ試験を行って確認することとする。  「試験後にヘルメットを頭模型から簡単に外すことができること」とは、締結具の破損の有無にかかわらず簡単に締結具が解離できて容易に外すことができることをいい、締結具が破損した場合には再締結が可能であることを求めないものとする。  使用する頭模型は、原則として参照平面上方の形状が附属書Bで定めた形状及び寸法を考慮して製作したものとするが、ヘルメットを頭模型に被せた際に著しいがたつき等が生じない範囲で、頭模型を共通的に使用してもよい。</p> <p>8 確認方法は、日本産業規格T8133(2026)乗車用ヘルメット7.7に規定する保持性（ロールオフ）試験を考慮した方法と同等以上の方法で行うこと。ただし、原付等用ヘルメットにあつては、1種ヘルメットに係る保持性（ロールオフ）試験を行って確認することとする。</p> <p>9 (1) (略)  (2) 表示については、次の方法にて行うこと。  イ 「自動二輪車（総排気量0.125リットル以下のもの又は定格出力1.00キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車用」  ロ この場合、「0.125リットル」に代えて「0.125リットル(125cc)」又は「125cc」と、「1.00キロワット」に代えて「1.00キロワット(1.00kW)」又は「1.00kW」と、また、「原動機付自転車」に代えて「原付」と、それぞれ記載を行ってもよい。  ハ この表示は、帽体外側に14ポイント(4.9ミリ</p>
--	--	---

(3) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。

メートル)以上の文字で表示するとともに、購入時に理解できるように外装等にも記載されていること。  
(3) 「安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項」とは、少なくとも次の事項が記載されていることが必要である。

イ 製造年月(製造年月日でも可)の明確な表示。  
なお、輸入品の場合、製造年月は輸入年月でも構わない。

また、表示は刻印でも構わない。

ロ 改造禁止については、その旨をヘルメットへ表示又は取扱説明書へ記載。

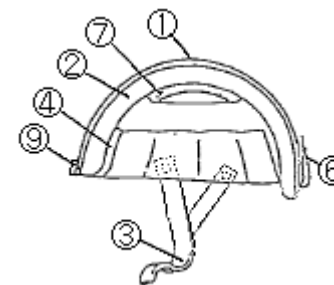
ハ 塗装禁止又は塗料の制限については、ヘルメットの材質によって浸されるおそれのある製品について、その旨をヘルメットへ表示又は取扱説明書へ記載。

ニ サンシェードがあるヘルメットについては、夜間やトンネル等の暗い場所で使用すると視力が低下する旨。

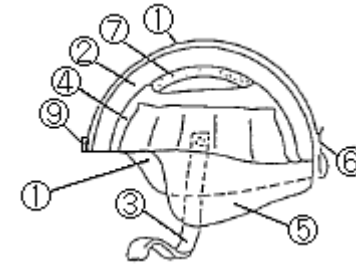
ホ フリップアップヘルメット(フルフェースであって跳ね上げ式の開閉可能なあごガードを装備したヘルメット)については、あごガードを上げたままで走行するのは危険である旨。

(注) 各部の名称の参考例は、次のとおり。

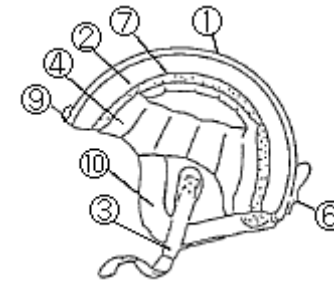
① ハーフ形ヘルメット



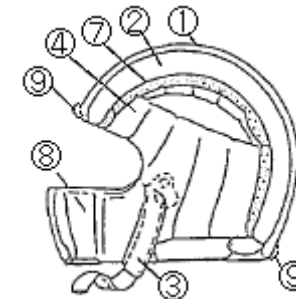
② スリークォーターズ形ヘルメット



③ オープンフェース形ヘルメット



④ フルフェース形ヘルメット



番号	名称	番号	名称
①	帽体	⑥	ゴーグル止め
②	衝撃吸収ライナー	⑦	ヘッドクッション
③	あごひも	⑧	あごガード
④	内装クッション	⑨	縁巻き

		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1209 154 1301 188">⑤</td> <td data-bbox="1301 154 1675 188">耳覆い</td> <td data-bbox="1675 154 1747 188">⑩</td> <td data-bbox="1747 154 2096 188">耳クッション</td> </tr> </table>	⑤	耳覆い	⑩	耳クッション
⑤	耳覆い	⑩	耳クッション			
3. 乳幼児用ベッド	<p>1・2 (略)</p> <p>3 床板は、使用時に容易に外れないよう確実に取り付けることができる構造を有すること。</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 目視、触感等により確認すること。  「使用時に容易に外れない」とは、組み立て後、ベッドの妻柵上さん又は後柵上さんをもってベッド全体を数回揺り動かしたとき、床板の外れ及び床板保持金具の外れ等がないことをいう。  「確実に取り付けることができる」とは、床板を落とし込んで設置するもの等を含み、床板のねじれ等による多少のがたつきは、使用上支障のない限り確実にとみなすこととする。</p>				

	<p>4～7 (略)</p> <p>8 乳幼児の頭部が組子間及び柵とマットレスの間等に挟まれにくい構造を有すること。</p>	<p>4～7 (略)</p> <p>8 目視、触感及びスケール等により以下の項目を確認すること。  組子間及び組子と支柱間の間隔は、85ミリメートル以下であること。支柱と飾り板、組子と飾り板又は組子と支柱間にスライドレールを有するものにあつては、組子又は支柱とスライドレール間の間隔が85ミリメートル以下であること。  測定箇所は、組子、飾り板等を有する各々の柵について、その間隔の最も広い一箇所を測定するものとする。  組子、飾り板等に細工を施したため広くなったものにあつては、直径85ミリメートルの円筒型通りゲージにより測定する。  前柵で囲まれた面、後柵で囲まれた面及び妻柵で囲まれた面のうち、床板の上面から15センチメートルの高さまでの部分は、堅固な構造であること。  「堅固な構造」とは、木製の組子（型式区分上の柵の構造が組子）のもの及びこれと同等以上の堅固さを有するもので次のものをいう。  イ 板のもの  ロ 組子のもの  ハ 柵にネットを張ったものを横さんで補強したもの（横さん間及び横さんと下さん間の間隔は5センチメートル以下であること。）  ニ 横さんにキャンバス地等を張って板状にしたもの  ホ イ～ニを組み合わせたもの  ただし、堅固さの解釈につき疑義が生じたときは、図3-2に形状及び寸法を示す円板当て板を用いてベッド内側から水平方向に98.1ニュートンの力を加え、たわみ量が1センチメートル以下であることを確認する。  なお、この円板当て板は、294.2ニュートンまでの力に対し変形しない材料を用いることとし、ネット又は板に接する面に適宜の材料で作った表面が滑らかなもので直接傷を与えないものを用いることとする。  参考例は、図3-3-1～図3-3-5のとおりである。</p>
--	--	--

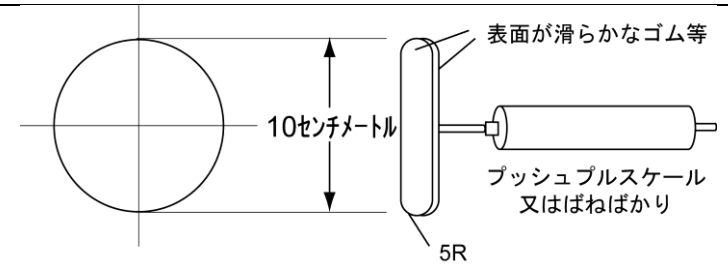


図 3 - 2 円板当て板

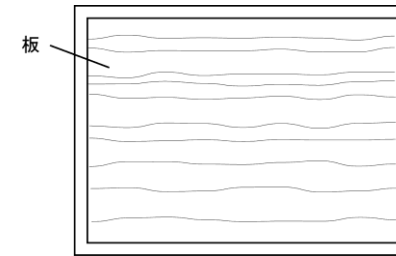


図 3 - 3 - 1 板のもの

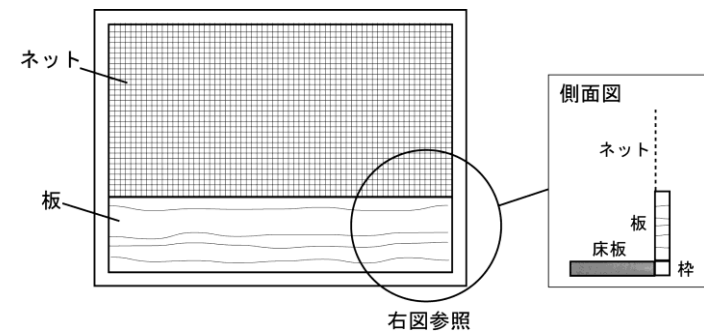


図 3 - 3 - 2 板のもの

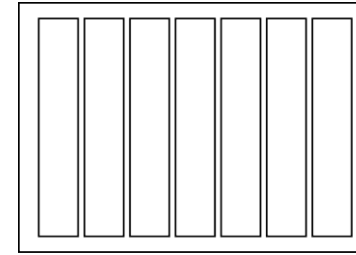


図 3-3-3 組子のもの

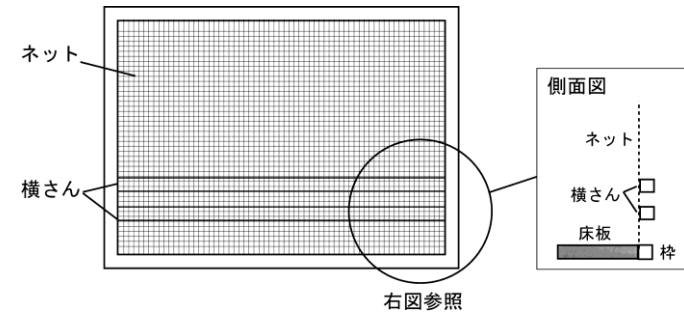


図 3-3-4 枠にネットを張ったものを横さんで補強したもの

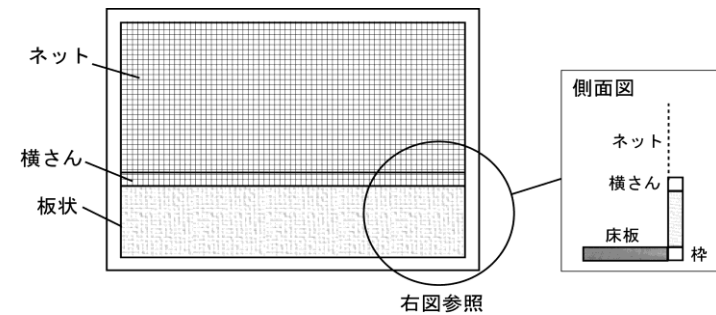
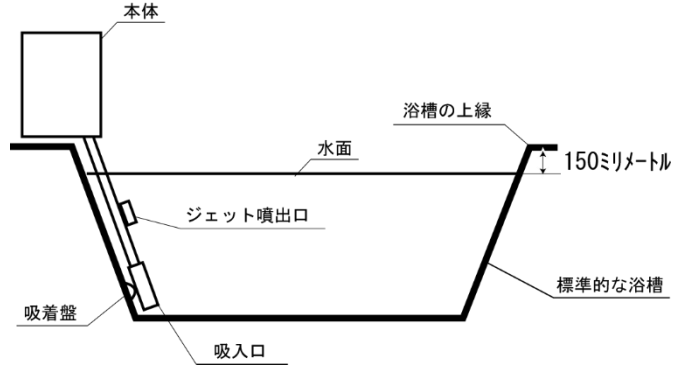


図 3-3-5 横さんにキャンパス地等を張って板状にしたもの

乳幼児用ベッドの枠に開口部を有するものにあつては、床板を下げた時に収納スペースが生じない場合（収納部分がなくなる場合）を除き、開口部と床板の上面の間隔は、85ミリメートル以下であること。

	<p>9～13 (略)</p> <p>14 組子の中央部を147.1ニュートンの力で引っ張ったとき、組子が<u>外れる</u>等の異状が生じないこと。</p> <p>15～20 (略)</p>	<p>9～13 (略)</p> <p>14 ばねばかり等により確認すること。 「組子が<u>外れる</u>等の異状が生じないこと」には、折れ、割れ及び安全上支障のある曲がりがないことを含む。 確認箇所及び確認方法は、各々の枠の組子に対して、組子のほぼ中央部に水平に147.1ニュートンの力を約5秒間加えた後、異状の有無を確認するものとする。ただし、測定する組子は各々の枠の任意の1本でよいものとする。</p> <p>15～20 (略)</p>
4. 登山用ロープ	<p>1・2 (略)</p> <p>3 せん断衝撃試験を3回行ったとき、ロープのせん断衝撃力が、4(2)の表示があるものにあつてはいずれも980.7ニュートン以上、その他のものにあつてはいずれも1,471.0ニュートン以上であること。</p> <p>4 (略)</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 せん断衝撃試験は、一本のロープから採取した有効長さ2,800ミリメートルのロープ3点の試料について、この項2に定める試験の方法により確認すること。ただし、支点は次に掲げる要件に適合すること。 イ 支点の材質は、日本産業規格<u>G4303(2005)</u>ステンレス鋼棒に定めるSUS304であること。 ロ 支点の形状は、90度の角度で面とりを施さないものであること。 ハ 支点の表面は、粗さが日本産業規格<u>B0601(2001)</u>表面性状に定める最大高さ粗さが3.2マイクロメートル以下のものであること。</p> <p>4 (略)</p>
5. 携帯用レーザー応用装置	<p>1(1) レーザー光が放出状態にあることを確認できる機能を有するもの(外形上玩具として使用されることが明らかなもの並びにそれ以外の形状のものであつて装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したもの及び対象、位置等を指し示すために用いるものであつて全長が8センチメートル未満のものを除く。)にあつては、日本産業規格C6802(2014)レーザー製品の安全基準3.18クラス1レーザー製品又は3.21クラス2レーザー製品であること。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>1(1) レーザ製品のクラスについては、電圧計、波長測定装置、光パワーメータ等の測定装置を使用して、日本産業規格C6802(2014)レーザー製品の安全基準4クラス分けの原則の規定による測定して確認すること。 「レーザー光が放出状態にあることを確認できる機能」とは、例えば、放出状態にある場合にLED等のモニターランプが点灯する機能や、可聴音を発する機能等をいう。 なお、日本産業規格6802(2014)レーザー製品の安全基準3.20クラス1Mレーザー製品であっても、4クラス分け原則の規定による測定方法におけるクラス2に対して要求される被ばく放出限界を超えないものは、クラス2レーザー製品として扱って差し支えない。 「装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したもの」とは、例えば、レーザー光を利用した網膜走査型のディスプレイ等をいう。</p> <p>(2) (略)</p>

	<p>2 (略) 3・4 (略)</p>	<p>2 (略) 3・4 (略)</p>
<p>6. 浴槽用温水循環器</p>	<p>1 浴槽用温水循環器の吸入口は、次の(1)～(6)の欄に掲げる条件において2の欄に掲げる試験を30回実施した場合、そのすべてについて測定値が20ニュートン以下となるものであること。 (1) 浴槽用温水循環器を設置に関する説明書に従って設置し、通常動作に限定されたとおり水を入れること。</p>	<p>1 (1) 設置の方法が多様である場合にあっては、配管の抵抗を最低にする等、吸入量が最大になるよう設置すること。 「通常動作に限定されたとおり水を入れる」とは、次のように注水することをいう。 イ 注水する浴槽は、日本産業規格A5532(2006)浴槽の浴槽等標準的な浴槽とする。ただし、通常、浴槽と接続させた製品として販売されるものにあつては、当該浴槽を使用する。 ロ 注水量は、浴槽の上縁から約150ミリメートル下方又は吸入口の上縁のうち高い水位となる高さまでとする。吸入口とは、浴槽用温水循環器に水を供給するための口を指し、浴槽側面に穴を開けて接続する場合、浴槽とは独立して浴槽内に設置する場合等がある。</p> <p>参考例は、図6-1-1及び図6-1-2のとおりである。</p> <div data-bbox="1339 991 2018 1294" data-label="Diagram"> </div> <p>図6-1-1 注水したときの状況 (ジェット噴流バスの場合)</p>

	<p>(2) ~ (6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>図6-1-2 注水したときの状況 (24時間風呂の場合)</p>  <p>(2)・(4)・(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>7. 石油給湯機</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 J I S 試験室において、J I S 試験通則 17. に定める給湯温度試験を行ったとき、給湯温度が 90 度以下であること。 また、浴槽内からふろがまに循環する水の温度は 60 度以下であること。 また、過熱防止装置を有するものにあつては、直接加熱する熱交換器に対し、J I S 試験通則 15. 2 に定める過熱防止装置の作動試験を行ったとき、100 度に達する前に消火し、自動復帰しないこと。</p> <p>4~8 (略)</p> <p>9 遠隔操作機構を有するものにあつては、器体スイッチ及びコントローラーの操作以外の方法によって点火できないものであること。ただし、遠隔操作による危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。</p> <p>10 (1) (略)</p> <p>(2) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>	<p>3 浴槽内からふろがまに循環する水の温度の測定は、日本産業規格 S 3031 (2009) 石油燃焼機器の試験方法通則 17. 2 浴槽内からふろがまに循環する水の温度試験によって行うこと。</p> <p>4・6 (略)</p> <p>9 (1) 「器体スイッチ及びコントローラーの操作以外の方法によって点火操作できないもの」とは、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について (平成 25 年 7 月 1 日 20130605 商局第 3 号) 別表第四 配線器具の 1 (2) ロ (イ) で定める「a 赤外線を利用した遠隔機構」の基準に適合するものを含む。</p> <p>(2) (略)</p> <p>10 (1) (略)</p> <p>(2) 「安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項」は、日本産業規格 S 3021 (2017) 油だき温水ボイラ 12. 2 取扱表示、日本産業規格 S 3024 (2017)</p>

		<p>石油小形給湯機 1 2. 2 取扱表示又は日本産業規格 <u>S 3 0 2 7 (2 0 1 7)</u> 石油給湯機付ふろがま 1 2. 2 取扱表示によること。</p> <p>「容易に消えない」とは、灯油を含ませた布で表示面をこすったとき、かすれ、消え、剥がれ等がないことをいう。</p> <p>また、「適切に表示されていること」とは、機器の上面、前面又は側面等の見やすい位置に表示されていることをいう。</p>
8. 石油ふろがま	<p>1～7 (略)</p> <p>8 (1) (略)</p> <p>(2) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>	<p>4・7 (略)</p> <p>8 (1) (略)</p> <p>(2) 「安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項」は、日本産業規格 <u>S 3 0 1 8 (2 0 0 9)</u> 石油ふろがま <u>1 3. 2</u> 取扱表示によること。</p> <p>「容易に消えない」とは、灯油を含ませた布で表示面をこすったとき、かすれ、消え、剥がれ等がないことをいう。</p> <p>また、「適切に表示されていること」とは、機器の上面、前面又は側面等の見やすい位置に表示されていることをいう。</p>
9. 石油ストーブ	<p>1 (1) (略)</p> <p>(2) 密閉燃焼式のものであつて対流用送風機を有するもの及び半密閉燃焼式のものであつて対流用送風機を有するものにあつては、不完全燃焼を防止する装置（以下「不完全燃焼防止装置」という。）を有し、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>① (略)</p> <p>② 不完全燃焼の検知部が機能しなかつたとき、消火するものであり、かつ、容易に改造できない構造であること。</p> <p>③ 連続して4回を上限として不完全燃焼防止装置が作動した後は、連続して作動したことを使用者に認識させる機能（以下「不完全燃焼通知機能」という。）を有すること。</p>	<p>1 (2) ② 不完全燃焼の検知部についての機能の確認は、日本産業規格 <u>S 3 0 3 1 (2 0 0 9)</u> 石油燃焼機器の試験方法通則 <u>4 4. 3</u> 不完全燃焼防止装置の検知部異常試験によって行うこと。</p> <p>「容易に改造できない構造」とは、不完全燃焼防止装置と制御基板との接続部にあつては、特殊工具又は専用端子等を使用しないと接続できないことをいう。ただし、接続部が特殊工具で固定するボックス等で保護されている構造のものは容易に改造できない構造と判断できる。</p> <p>③ 不完全燃焼通知機能の確認は、日本産業規格 <u>S 3 0 3 1 (2 0 0 9)</u> 石油燃焼機器の試験方法通則 <u>4 4. 4</u> 不完全燃焼防止装置の不完全燃焼通知機能試験によって行うこと。</p>

	<p>④ 不完全燃焼通知機能が作動した後、連続して3回を上限として不完全燃焼防止装置が作動した後は、制御用乾電池の交換等の通常操作により再び点火する状態にならないようにする機能（以下「再点火防止機能」という。）を有すること。</p> <p>(3) 開放燃焼式のものであつて強制通気形のものにあつては、不完全燃焼防止装置を有し、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>① J I S 試験通則 4 4 . 1 に定める不完全燃焼防止装置の作動試験の密閉試験を行つたとき、不完全燃焼防止装置の作動後 2 0 秒以内に消火し、一酸化炭素の二酸化炭素に対する比 (CO / CO 2) が 0 . 0 0 3 を超えないこと。</p> <p>② J I S 試験通則 4 4 . 2 に定める不完全燃焼防止装置の作動試験の給気不足試験を行つたとき、不完全燃焼防止装置の作動後 2 0 秒以内に消火し、石油燃焼機器の CO / CO 2 の測定方法による測定値が 0 . 0 0 3 を超えないこと。</p> <p>③ 不完全燃焼の検知部が機能しなかつたとき、消火するものであり、かつ、容易に改造できない構造であること。</p> <p>④ 不完全燃焼通知機能を有すること。</p> <p>⑤ 再点火防止機能を有すること。</p>	<p>なお、「使用者に認識させる機能」とは、ブザーの鳴動、ランプの点滅・点灯等によって知らせることをいう。</p> <p>④ 再点火防止機能の確認は、日本産業規格 <u>S 3 0 3 1 ( 2 0 0 9 )</u> 石油燃焼機器の試験方法通則 4 4 . 5 不完全燃焼防止装置の再点火防止機能試験によって行うこと。</p> <p>なお、「通常操作」とは、乾電池の交換、電源プラグの抜き差し、操作スイッチの入り切り等をいう。</p> <p>(3) ③ 不完全燃焼の検知部についての機能の確認は、日本産業規格 <u>S 3 0 3 1 ( 2 0 0 9 )</u> 石油燃焼機器の試験方法通則 4 4 . 3 不完全燃焼防止装置の検知部異常試験によって行うこと。</p> <p>「容易に改造できない構造」とは、不完全燃焼防止装置と制御基板との接続部にあつては、特殊工具又は専用端子等を使用しないと接続できないことをいう。ただし、接続部が特殊工具で固定するボックス等で保護されている構造のものは容易に改造できない構造と判断できる。</p> <p>④ 不完全燃焼通知機能の確認は、日本産業規格 <u>S 3 0 3 1 ( 2 0 0 9 )</u> 石油燃焼機器の試験方法通則 4 4 . 4 不完全燃焼防止装置の不完全燃焼通知機能試験によって行うこと。</p> <p>⑤ 再点火防止機能の確認は、日本産業規格 <u>S 3 0 3 1 ( 2 0 0 9 )</u> 石油燃焼機器の試験方法通則 4 4 . 5 不</p>
--	--	--

	<p>2 (略)  3～13 (略)  14 (1)・(2) (略)  (3) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>	<p>完全燃焼防止装置の再点火防止機能試験」によって行うこと。</p> <p>3・9・11・13 (略)  14 (1)・(2) (略)  (3) 「安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項」は、日本産業規格S2019(2009)自然通気形開放式石油ストーブ11.2取扱表示、日本産業規格S2031(2009)密閉式石油ストーブ13.2取扱表示、日本産業規格S2036(2009)強制通気形開放式石油ストーブ12.2取扱表示、日本産業規格S2039(2009)半密閉式石油ストーブ12.2取扱表示又は日本産業規格S2016(2009)石油こんろ12.2取扱表示によること。  「容易に消えない」とは、灯油を含ませた布で表示面をこすったとき、かすれ、消え、剥がれ等がないことをいう。  また、「適切に表示されていること」とは、機器の上面、前面又は側面等の見やすい位置に表示されていることをいう。</p>
<p>10. ライター</p>	<p>1 火炎を生成する機構は、不注意による点火又は自然点火の可能性を最小限にするため、意図的な手動操作を必要とする構造であること。  2 火炎の高さは、使用者の想定を超える高さとならないよう制限されたものであること。  3 火炎の高さを調整する機構は、使用者が意図する火炎の高さになるように適切に行うことができる構造であること。  4 燃料がガスのものにあつては、燃焼を行つたとき、火炎のばらつきがないこと。  5 火炎の消火は、使用者が想定する時間内で適切に行えること。  6 燃料がガスのものにあつては、燃料の充てん量が適切であること。  7 外部の形状は、仕上げが良好であり、手足を傷つけるおそれのある割れその他の欠点がないこと。  8 燃料適性試験を行つたとき、燃料に対して、構成部品の劣化がないこと。  9 燃料を再充てんできるものにあつては、注入口の閉鎖部材から燃料の漏れがないこと。</p>	<p>1～15 ライターの機能的要求及び構造にあつては、日本産業規格S4801(2022)たばこライター-安全仕様4機能的要求事項及び5構造又は日本産業規格S4802(2022)多目的ライター-安全仕様4機能的要求事項、5構造及び6多目的ライターの燃料注入に適合すること。なお、日本産業規格S4801(2022)たばこライター-安全仕様6.7燃料充填量試験及び6.10耐内圧性試験又は日本産業規格S4802(2022)多目的ライター-安全仕様8.10耐内圧性試験及び8.12燃料充填量試験において、燃料の種類及び化学成分を明らかにしなければならない場合には、ガス製造事業者又は検査機関におけるガスクロマトグラフ分析データを用いることができる。また、ライターの火炎を生成する機構にあつては、日本産業規格S4803(2022)たばこライター及び多目的ライター-操作力又は操作力及び操作変位による幼児対策(チャイルドレジスタンス機能)安全仕様の5機能的要求事項に適合すること又はこれと同等以上のものであること。  「これと同等以上のもの」とは、米国16 C. F. R. PART1210又は16 C. F. R. PART1212に示された方法又は欧州EN13869に示された方法で行われた試験等の十分な技術的根拠により技術基準に適合していると</p>

	<p>1 0 耐落下性試験を行ったとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>1 1 耐熱性試験を行ったとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>1 2 燃料がガスのものであつては、耐内圧試験を行ったとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>1 3 耐火炎性試験を行ったとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>1 4 耐繰返し燃焼性試験を行ったとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>1 5 耐連続燃焼性試験を行ったとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>1 6 (1) 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p> <p>(2) 子供の手の届くところに置かないこと、50度以上の高温又は長時間の日光には、絶対にさらさないこと及び使用后、火炎が消えていることを確認することその他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>	<p>判断し得るものをいう。</p> <p>また、1の「不注意による点火又は自然点火の可能性を最小限にする」とは、聴覚若しくは視覚効果で楽しませることにより子供に興味を与えることがないものであること、又は、7の「その他の欠点がない」とは、物理的形狀若しくは機能で楽しませることにより子供に興味を与えることがないものであることを含むものとする。つまり、米国 <u>16 C. F. R. PART 1210</u>、<u>16 C. F. R. PART 1212</u> 及び欧州 <u>EN 13869</u> に示されたノベルティライターに該当しないものであること。</p> <p>具体的には、以下のようなもの又は以下のような機能を付属的に付加することで子供の興味を引くものでないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・形状がアニメや漫画のキャラクター、玩具、銃、時計、電話、楽器、乗り物、人体又は人体の一部、動物、食べ物又は飲み物等に似せているもの</li> <li>・光によって、上記の絵を映し出すもの</li> <li>・ピカピカと点滅する光を出すもの</li> <li>・メロディーを奏でるもの</li> </ul> <p>1 6 表示は製品本体へ表示し、読みやすく、容易に理解できること。また、目視により確認すること。</p> <p>「容易に消えない方法」とは、印刷、刻印、ラベルの貼付によるものとする。また、多目的ライターにあつては、日本産業規格 <u>S 4802 (2022) 多目的ライター—安全仕様 7. 1. 4. 3 “子供から遠ざける”</u> の標識が容易に消えない方法により表示されていること。</p>
<p>1 1. 磁石製娯楽用品</p>	<p>1 磁石製娯楽用品を構成する個々の磁石及び磁石を使用する部品の磁束指数（磁束密度の二乗と磁極の面積との積をいう。）のいずれもが、50平方キロガウス平方ミリメートル未満であること。</p>	<p>1 磁束指数は、<u>ISO 8124—1 (2022) Safety of toys —Part 1: Safety aspects related to mechanical and physical properties 4. 31. 3 All other toys with magnets and magnetic components a)</u> にのっとり、<u>5. 32 Magnetic flux index</u> による測定結果に基づき算出すること。</p>

<p>1 2. 吸水性合成樹脂製玩具</p>	<p>2 (略)</p> <p>1 吸水することにより、吸水性合成樹脂製玩具の幅、高さ及び長さのいずれもが、50パーセントを超えて膨潤しないこと。ただし、当該膨潤した吸水性合成樹脂製玩具を直径20ミリメートルの穴の上に置き、接触面が半球形の直径10ミリメートルの棒を用いて当該接触面に対し垂直方向に20ニュートンを超えるまで徐々に当該玩具に力を加えたときに、いかなる場合においても当該玩具が損傷せずに当該穴を通過するものにあつては、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>1 「吸水することにより、吸水性樹脂製玩具の幅、高さ及び長さのいずれもが50パーセントを超えて膨潤しない」ことは、<u>ISO 8124-1 (2022) Safety of toys — Part 1: Safety aspects related to mechanical and physical properties 4.3.2 Expanding materials</u>にのっとり確認すること。  「当該膨潤した吸水性合成樹脂製玩具を直径20ミリメートルの穴の上に置き、接触面が半球形の直径10ミリメートルの棒を用いて当該接触面に対し垂直方向に20ニュートンを超えるまで徐々に当該玩具に力を加えたときに、いかなる場合においても当該玩具が損傷せずに当該穴を通過する」ことは、<u>ISO 8124-1 (2022) Safety of toys — Part 1: Safety aspects related to mechanical and physical properties 5.21 Expanding materials</u>にのっとり確認すること。</p> <p>2 (略)</p>
<p>1 3. 乳幼児用玩具</p>	<p>1 使用中に受ける応力に耐えうる機械的強度及び安定性を有すること。</p> <p>2 乳幼児が触れるおそれのある縁、突起、ひも、ケーブル又は締め付ける器具は、接触による身体上の損傷のおそれがないこと。</p> <p>3 可動部分を有する玩具は、使用に伴い、身体上の損傷のおそれがないこと。</p> <p>4 (1) 頸部を圧迫するおそれがないこと。  (2) 口及び鼻を覆うことによる窒息のおそれがないこと。  (3) 口、咽頭及び気道を閉塞することによる窒息のおそれがない大きさであること。  (4) 飲み込んだり、吸い込んだりしない大きさであること。  (5) 玩具の容器包装は、口及び鼻を覆うことによる窒息のおそれがないこと。</p> <p>5 乳幼児がその中に入ることができる玩具は、閉じ込められた際、その乳幼児が容易に中から脱出できる手段を有すること。</p> <p>6 発射体の形状及び構成並びに玩具の運動エネルギー</p>	<p>1～9 以下の規格に適合する製品は、技術上の基準に適合する。  <u>ISO 8124-1:2022</u>及び<u>ISO 8124-2:2023</u>、<u>EN 71-1:2014+A1:2018</u>及び<u>EN 71-2:2020</u>又は<u>ASTM F963-23 (4.1、4.2、4.5から4.19、4.21から4.28及び4.30から4.41に限る。)</u>  なお、技術上の基準を満たす解釈は、上記に限定されるものではなく、十分な技術的根拠があれば技術上の基準に適合していると判断し得るものである。</p>

	<p>は、乳幼児の生命又は身体に危害を及ぼさないものであること。</p> <p>7 (1) 玩具の表面は、乳幼児の生命又は身体に危害を及ぼさない温度であること。</p> <p>(2) 玩具に内包する液体又は気体は、玩具から放出された際、乳幼児の生命又は身体に危害を及ぼさない温度及び圧力であること。</p> <p>8 音を発する玩具は、最大音量であっても乳幼児の聴力を損ねないこと。</p> <p>9 燃焼しにくい材料又は構造のものであること。</p> <p>10 (略)</p>	<p>10 (略)</p>
<p><u>14. 乳幼児用 ベッドガード</u></p>	<p><u>1 乳幼児が触れるおそれのある部分には、接触による身体上の損傷のおそれがないこと。</u></p> <p><u>2 組立式のものにあつては、組立てが容易にでき、組立ての誤りを生じにくい構造を有すること。</u></p> <p><u>3 乳幼児の指が挟まれにくい構造を有すること。</u></p> <p><u>4 乳幼児の身体が挟まれにくい構造を有すること。</u></p> <p><u>5 乳幼児の衣服のひも等が引つ掛かりにくい構造を有すること。</u></p> <p><u>6 枠を有するものにあつては、ベッド(乳幼児用ベッドを除く。)の両端と乳幼児用ベッドガードの両端との隙間に、乳幼児の身体が通る間隔を有すること。</u></p> <p><u>7 折りたたむことができるものにあつては、使用中容易に折りたたみができない構造で、折りたたみを固定する装置は乳幼児が容易に操作できないこと。</u></p> <p><u>8 使用中に受ける応力に耐えうる機械的強度を有すること。</u></p> <p><u>9 使用時に乳幼児用ベッドガードとマットレスの間に、乳幼児の身体が挟まれるおそれのある隙間ができないこと。</u></p> <p><u>10 部品を相互に接続するための接続部品を有するものにあつては、容易に外れないよう確実に取り付けることができる構造を有すること。</u></p> <p><u>11 接続部品及び付属品は、窒息のおそれがない大きさであること。</u></p> <p><u>12 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</u></p>	<p><u>1～6及び8～11 以下の規格に適合する製品は、技術上の基準に適合する。</u></p> <p><u>ASTM F2085-19</u></p> <p><u>なお、技術上の基準を満たす解釈は、上記に限定されるものではなく、十分な技術的根拠があれば技術上の基準に適合していると判断し得るものである。</u></p> <p><u>7 目視及び操作等により確認すること。</u></p> <p><u>12 表示は読みやすく、容易に理解できること。また、目視により確認すること。</u></p>

15. ベビーカー

- 1 乳幼児が触れるおそれのある部分には、接触による身体上の損傷のおそれがないこと。
- 2 乳幼児の手足の届く範囲に、乳幼児の指が挟まれにくい構造を有すること。
- 3 乳幼児が触れるおそれのある範囲にある可動部分及び折りたたみ機構は、使用に伴い、身体上の損傷のおそれがないこと。
- 4 折りたたみ機構を有するものにあつては、開閉が容易で、展開時に意図しない解除のおそれがないこと。
- 5 駐車させるため必要な装置を有し、その操作部は乳幼児が操作できないものであること。
- 6 使用中に転落を防止するための乳幼児の身体を十分に保持できる構造を有すること。
- 7 使用中に受ける応力に耐えうる機械的強度及び安定性を有すること。
- 8 座席部分の取り外しができるもの又は座席部分に他の座席を取り付けることができるものにあつては、容易に外れない構造を有すること。
- 9 乳幼児の手の届く範囲の接続部品及び付属品は、窒息のおそれがない大きさであること。
- 10 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。

1～9 以下の規格に適合する製品は、技術上の基準に適合する。

ISO31110：2020及びEN1888-1：2018+A1：2022又はASTM F833-21

なお、技術上の基準を満たす解釈は、上記に限定されるものではなく、十分な技術的根拠があれば技術上の基準に適合していると判断し得るものである。

また、消費生活用製品安全法施行令第二十条に基づき消費生活用製品安全法施行令別表第四第二号に規定されている自動車の装置を構造に含むものにあつては、当該装置自体は道路運送車両法の規制対象となり、消費生活用製品から除かれるものであること。

10 表示は読みやすく、容易に理解できること。また、目視により確認すること。